第六　商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導及び情報の提供その他必要な支援等に関する事項

1. 都道府県商工会連合会が行う商工会指導事業

都道府県商工会連合会が行う商工会指導は、主として以下の項目に掲げるものとする。

(1) 都道府県商工会連合会は、傘下の商工会が行う経営改善普及事業に関し、指導を行うこと。

(2) 広域的な視野の下、デジタルツールを活用しつつ、その有する高度・多様な支援に係るナレッジ・ノウハウを活用して、事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の作成、それら計画に基づく事業の実施を積極的に指導し、支援していくこと。また、消費者ニーズの動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供すること。

(3) 商工会指導事業の実施に当たって、広域経営指導員（施行規則第二条第二項及び第七条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。）に中心的な役割を担わせること。

(4) 近時における指導ニーズの高度化、多様化に対応して、広域指導センターを拠点とする指導体制による専門的な指導の重要性にかんがみ、商工会が行う事業を支援するための各種情報（国や地方公共団体、支援機関の支援施策に係る情報、小規模事業者の事業活動に影響を与える国等の制度に係る情報、優良な取組や支援事例等）の収集・提供体制を整備するとともに、商工会や地方公共団体、他の支援機関と十分な連携を図るよう努めるものとする。

2. 全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導事業等

全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導等は、主として以下の項目に掲げるものとする。

(1) 全国商工会連合会又は日本商工会議所は、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所が行う経営改善普及事業に関する指導、経営改善普及事業に関する情報の収集及び提供又は調査研究、体制の補完、全国の事業継続力強化支援事業及び経営発達支援事業における先進事例（広域的な取組を含む。）の共有等の支援を実施すること。

(2) 全国にわたる広域的な視野の下、デジタルツールを活用しつつ、その有する高度・多様な支援に係るナレッジ・ノウハウを活用して、事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の作成、それら計画に基づく事業の実施を積極的に指導し、支援していくこと。また、需要の動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供すること。

3. 商工会指導事業及び商工会連合会等指導事業の実施に当たって留意すべき点

都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに日本商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1) 経営改善普及事業に関し、傘下団体に対する指導を円滑かつ効果的に実施するため、当該傘下団体組織全体の実態把握に努めること。

(2) 周辺の複数の商工会又は商工会議所による広域にわたる経営改善普及事業に対しても十分な指導を行うこと。とりわけ、広域的な事業継続力強化支援事業及び経営発達支援事業については、広域経営指導員が中心となり、他の経営指導員へのサポートや支援ノウハウの共有等を行うことで、商工会及び商工会議所の支援の質の向上や業務効率化につなげること。

(3) 指導事業の実施に当たっては、特定の傘下団体に偏らないよう配慮するとともに、都道府県商工会連合会に属する商工会指導員及び全国商工会連合会又は日本商工会議所に属する中央指導員にあっては、絶えず傘下団体の行う経営改善普及事業の実績、効果等の把握に努めること。

第七　その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

以上のほか、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達に関する事業を実施するに当たり以下の点につき留意する必要がある。

1. 経営改善普及事業を担当する職員の資質の向上

経営改善普及事業を担当する職員は担当する地区内の小規模事業者の実態の把握や指導効果の測定などを行うことにより、自らも経営改善普及事業の具体的な実施方法の改善、指導技術の向上に努めるとともに、国や都道府県等が実施する研修を積極的に受講し、人事交流等を通じて相互に資質の向上を図ること。

2. 経営改善普及事業の公平性

経営改善普及事業は、主に国及び都道府県からの支援をもとに実施されていることにかんがみ、行政サービスに類似するものとして、商工会等の会員・非会員を問うことなく行うこと。

3. 国、地方公共団体、関係機関等との関係

(1) 経営改善普及事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであることを踏まえ、その事業の実施に当たっては、商工会等の機能が十分に発揮されるように、都道府県及び関係市町村の理解・協力を得つつ、実施すること。

(2) 経営改善普及事業の実施に必要な経営指導員等（法第五条第五項及び第七条第五項に規定する経営指導員並びに経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。）の人件費や事業費（施設整備費を含む。）に係る補助について、適切な根拠とともに、地方公共団体に必要性を説明し、協力を求めること。

(3) 国、地方公共団体の施策・制度についても積極的に情報収集し、活用するよう努めること。

(4) 地方公共団体の政策の方向性に応じ、事業の実施に際して必要とされるノウハウ等を有する関係機関からも情報収集するとともに、理解、協力が得られるよう努めること。

4. 商工会法及び商工会議所法との関係

商工会又は商工会議所が行う経営改善普及事業は、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第十一条に規定される商工会の事業又は商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第九条に規定される商工会議所の事業に該当することから、商工会又は商工会議所が経営改善普及事業を行うに当たっては、商工会法又は商工会議所法における関係規定を踏まえつつ、事業を実施すること。

附　則

この告示の施行の際現に法第五条第一項又は第七条第一項の認定（法第六条第一項又は第八条第一項の変更の認定を含む。）を受けている事業継続力強化支援計画又は経営発達支援計画であって、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業若しくは経営発達支援事業に係るもの又は一の経営指導員が複数の事業継続力強化支援事業若しくは経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行っている場合における当該事業に係るものの実施期間は、第三2(2)アⅹは第四2(2)アの規定にかかわらず、令和十一年三月三十一日までの期間の範囲内で定めることができる。

その他告示

○外務省告示第四百三十六号

日本国政府は、平成七年七月七日にロンドンで採択された「千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」の加入書を令和七年十一月十四日に国際海事機関の事務局長に寄託した。

よって、同条約は、その第十二条3の規定に従い、令和八年二月十四日に日本国について効力を生ずる。

同条約の締約国は、令和七年十一月三日現在、次のとおりである。

ベルギー王国、カナダ、コンゴ共和国、デンマーク王国、フランス共和国、ガンビア共和国、アイスランド共和国、インドネシア共和国、ケニア共和国、キリバス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、ナミビア共和国、ナウル共和国、オランダ王国、ニュージーランド、ナイジェリア連邦共和国、ノルウェー王国、パラオ共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セントルシア、サンマリノ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、南アフリカ共和国、スペイン王国、シリア・アラブ共和国、チュニジア共和国、ウガンダ共和国、タンザニア連合共和国、ウルグアイ東方共和国、ウクライナ、バヌアツ共和国

令和七年十一月十九日

外務大臣　茂木　敏充